

春日井市多文化共生プラン

春日井市

《 目 次 》

第1章 策定の趣旨

プラン策定の背景	1
プランの目標期間	1
本市の現状と課題	
1 国際化の現状	1
2 課題	4

第2章 基本的な考え方

目標	6
基本方針	6
施策の体系	7

第3章 多文化共生に向けての具体的施策

コミュニケーション支援	
1 地域における情報の多言語化	8
2 日本語及び日本社会に関する学習支援	8
生活支援	
1 居住支援	9
2 教育支援	9
3 労働支援	10
4 医療・保健・福祉支援	10
5 防災支援	11
多文化共生の地域づくり	
1 地域社会に対する多文化共生の啓発	12
2 外国人住民の自立と社会参加	12

第4章 多文化共生の推進体制の確立

各主体の役割分担と連携	13
ネットワークの充実	14

第 1 章 策定の趣旨

プラン策定の背景

近年、外国人住民が増加してきていることや国際化の進展に伴い市民の異文化に対する関心が高まるなか、同じ春日井市民として多様な価値観を認め合い、お互いの理解と尊重のもとに市民と行政が協働して多文化共生のまちづくりを推進する指針として「春日井市多文化共生プラン」を策定します。

プランの目標期間

本プランの目標期間は、平成 20 年度を初年度として、平成 29 年度を目標年次とする 10 年間とし、社会情勢の変化に応じて見直します。

本市の現状と課題

1 国際化の現状

外国人住民の状況

本市の総人口は、平成 19 年 4 月 1 日現在 302,828 人、そのうち外国人登録人口は 6,140 人で、総人口に占める外国人登録人口の割合は 2.0%となっています。また、この 30 年間の総人口と外国人登録人口の人口動態を見てみると、総人口が 30.4%の増加率であるのに対し、外国人登録人口は 87.9%と、約 3 倍の増加率となっています。

表 1 総人口と外国人登録人口の伸びの比較

年	総人口(人)	増加率(%)	登録人口(人)	増加率(%)
昭和 52 年	232,169		3,268	
昭和 57 年	247,370	6.5	3,488	6.7
昭和 62 年	261,226	12.5	3,486	6.7
平成 4 年	270,135	16.4	4,399	34.6
平成 9 年	282,265	21.6	4,768	45.9
平成 14 年	293,669	26.5	5,371	64.4
平成 19 年	302,828	30.4	6,140	87.9

注 1 数値は各年とも 4 月 1 日現在

注 2 増加率は当該年の人口と昭和 52 年の人口との比較

また、この10年間の国籍別の外国人登録人口の状況は、ベトナム、ネパール、インドネシア、ボリビア、中国、フィリピンが増加する一方で、朝鮮・韓国、ブラジルが減少しています。（表2参照）

表2 外国人登録人口の国別人口の推移 (単位：人)

国名	平成19年			平成9年			比較	
	順位	人口	構成(%)	順位	人口	構成(%)	人口	増減率(%)
朝鮮・韓国	1	2,523	41.1	1	3,206	67.2	683	21.3
中国	2	1,123	18.3	4	225	4.7	898	399.1
フィリピン	3	899	14.6	3	279	5.9	620	222.2
ブラジル	4	608	9.9	2	721	15.1	113	15.7
ベトナム	5	125	2.0	19	6	0.1	119	1,983.3
インドネシア	6	93	1.5	10	17	0.3	76	447.1
米国	7	89	1.4	6	57	1.2	32	56.1
ペルー	8	86	1.4	5	61	1.3	25	41.0
ネパール	9	71	1.2	15	10	0.2	61	610.0
ボリビア	9	71	1.2	13	13	0.3	58	446.2
その他		452	7.4		173	3.7	279	161.3
計		6,140	100.0		4,768	100.0	1,372	28.8
総人口		302,828			282,265		20,563	7.3

注1 数値は各年とも4月1日現在

また、愛知県及び愛知県内の外国人登録人口上位 6 市の状況は、国籍別ではブラジルが愛知県及び県内上位 6 市のうち 4 市で第 1 位となっています。（表 3 参照）

表 3 愛知県及び県内外国人登録人口の状況 (単位：人)

自治体名	1 位	2 位	3 位	登録人口
愛知県	ブラジル 75,316	朝鮮・韓国 41,984	中国 35,510	206,674 (2.8%)
名古屋市	朝鮮・韓国 21,383	中国 17,271	フィリピン 6,425	61,060 (2.7%)
豊橋市	ブラジル 12,465	朝鮮・韓国 1,947	フィリピン 1,319	19,240 (5.0%)
豊田市	ブラジル 7,474	中国 2,185	朝鮮・韓国 1,603	15,220 (3.7%)
岡崎市	ブラジル 5,622	朝鮮・韓国 1,858	中国 1,357	11,111 (3.0%)
小牧市	ブラジル 4,724	中国 995	フィリピン 829	8,785 (5.8%)
春日井市	朝鮮・韓国 2,534	中国 1,082	フィリピン 882	6,088 (2.0%)

注 1 外国人登録人口は平成 18 年 12 月 31 日現在の数値

注 2 登録人口の () 内の数値は、総人口に対する外国人登録人口の割合

姉妹都市交流の状況

本市は、カナダ・ケローナ市と昭和 56 年 2 月に姉妹都市提携し、平成 18 年 2 月には 25 周年を迎えました。その間、本市からは約 3,000 人がケローナ市を、ケローナ市からは約 1,200 人が本市を訪れました。また、昭和 61 年からは市内公立中学校の生徒をケローナ市訪問団として毎年派遣しています。

また、市民レベルの交流では「春日井市姉妹都市市民の会」が中心となり、ケローナ市の姉妹都市協会と連携して青少年の国際交流や産業交流を行うほか、外国人講師による英会話講座やケローナ青年大使の歓迎会の開催、姉妹都市ニュースの発行などの交流事業を展開しています。

国際交流団体等の活動状況

本市では、約 30 の国際交流団体が留学生の支援、ケローナ市の中学校、高等学校との交流、ホームステイの受入れなど幅広い分野で自主的な活動を活発に行っています。

また、文化活動においても市民団体レベルで、書や華道など日本の伝統文化を通じた交流が続けられており、本市の国際的文化交流の一翼を担っています。

中部大学留学生の状況

地元の中部大学には、平成 19 年 12 月 1 日現在、11 ヶ国 231 人の留学生が在籍しています。国籍別では、中国 196 人、ネパール 11 人、タイ 6 人、その他 18 人となっています。

2 課 題

外国人住民の日本文化への対応

外国人住民が増加する傾向にあるなか、外国人住民が春日井市民として安心して日常生活を送ることができる取り組みが求められています。

日本語の理解が十分でないことから、近隣住民とのコミュニケーションがとれなかったり、日常生活を送るうえで守らなければならないルールが伝わらなかったりすることなどからトラブルの原因となったり、本来受けられるはずの市民サービスが受けられなかったりするなどの問題が生じています。このため、外国人住民にとって知りたい情報を母国語で周知するなど、様々な情報を分かりやすく提供していくことが必要です。

また、外国人住民の児童・生徒については、日本語の授業を理解できなかったり、クラスになじめず不登校になったりするなどの問題も生じてくることから、その解消のために日本語学習の機会を多く提供することが必要です。

また、日本語教育や日本の文化、生活習慣を一層理解できるよう幅広い年代の外国人住民に教育の機会を提供していくことが必要です。

国際感覚豊かな人づくり

社会のグローバル化に伴う多文化共生社会の実現には、市民一人ひとりが異なる文化への理解を深め、国際的な感覚を身に付けることが必要です。

外国人住民を受け入れる市民に対しては、身近な場所に多様な文化や考えが存在することを理解できるよう、外国語学習や外国人住民との交流を通じた国際理解教育をさらに推進することが重要です。特に、次世代を担う青少年については、学校教育の機会を通じ多文化共生の意識を高め、市の国際化及び多文化共生社会の担い手としての育成を推進する必要があります。

身近な国際交流の充実

本市の国際交流は、提携から 26 年が経過したカナダ・ケローナ市との姉妹都市交流を始めとして継続的に交流活動を続けています。

今後さらに幅広い国際交流を推進していくためには、地域での外国人住民との身近な国際交流を一層推進し、多文化を受け入れる風土をお互いに醸成していくことが重要です。

また、日本語に堪能な市内在住の留学生や研修生には、日本の文化や歴史を外国人住民に積極的に教授するなど、身近な国際交流の担い手としての活躍が期待されます。

市民団体等のネットワークの構築

これまで、カナダ・ケローナ市との姉妹都市交流や外国人住民を対象とした相談事業などは、行政のみならず市内の国際交流団体や企業、学校など多様な主体によって進められてきましたが、こうした主体間での連携や交流は必ずしも十分とは言えませんでした。今後はこうした団体が相互に連携を図り、各団体の経験と知識を共有し交換できるネットワークづくりや協働による国際化推進の仕組みづくりが必要です。

第2章 基本的な考え方

目標

異なる風土や文化を持つ住民同士がお互いの価値観を理解し、同じ市民として共存していくことのできる地域社会をつくりだすため、本プランの目標を

『 互いの文化を認め合い 共に暮らすまちづくり 』

とします。

基本方針

目標を達成するための基本方針を、次のとおりとします。

1 コミュニケーション支援

日本語によるコミュニケーションが困難なことにより生ずる様々な問題を解決します。

2 生活支援

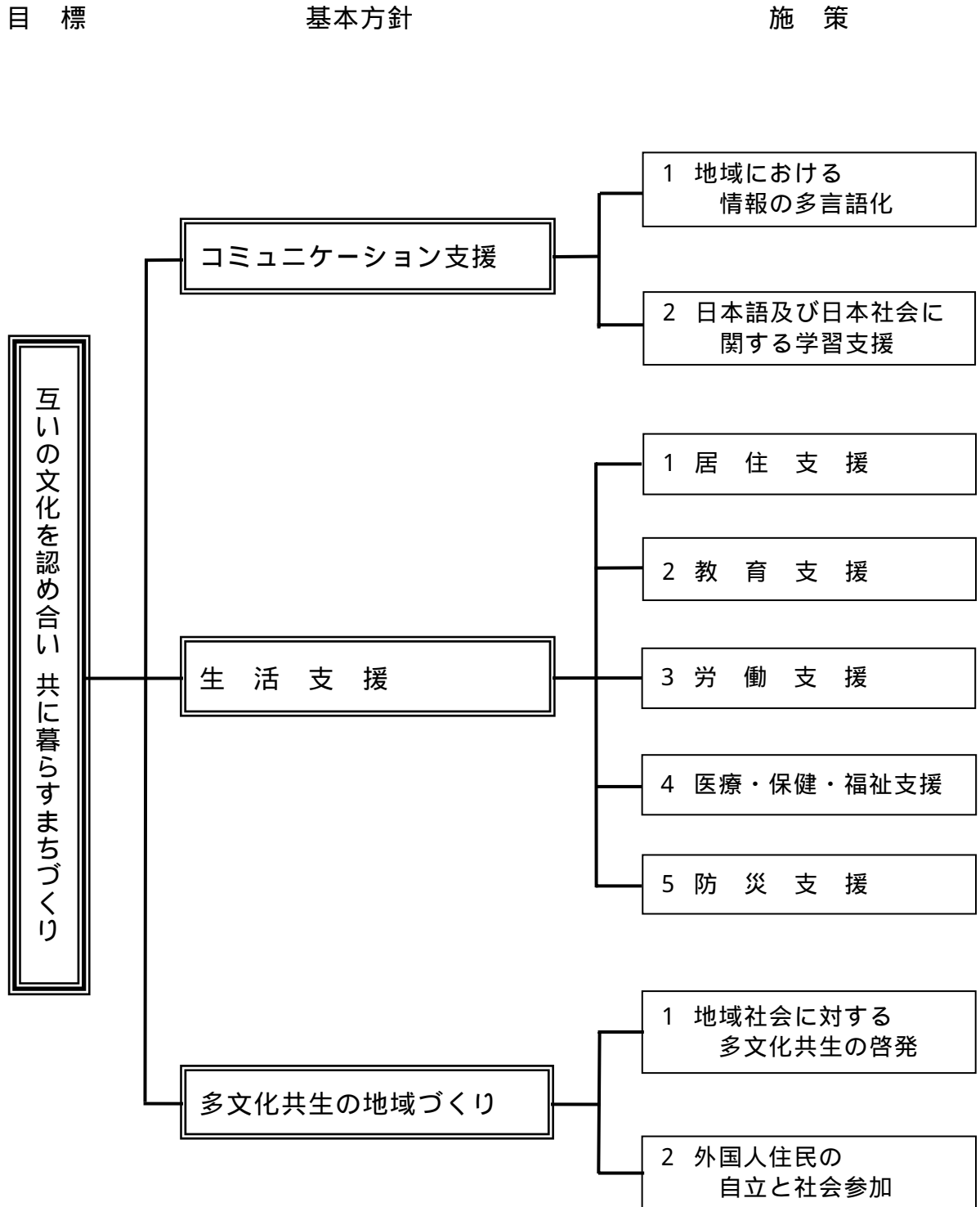
外国人住民が地域において生活するうえで必要な基本的環境を整え、生活全般にわたって支援します。

3 多文化共生の地域づくり

地域社会での交流の機会が不足し、孤立しがちな外国人住民と市民とがお互いに理解し合うことができ、外国人住民の自立を促進する地域づくりを推進します。

施策の体系

基本方針の実現に向けた施策の体系は次のとおりです。



第3章 多文化共生に向けての具体的施策

地域における多文化共生の推進のために必要な施策は次のとおりです。

コミュニケーション支援

1 地域における情報の多言語化

多様な言語による情報提供

住民として履行しなければならない義務の内容、地域社会で生活するうえで必要となるルールや習慣、地域が主催するイベントなどについて、多様な言語、多様なメディアによって情報を提供します。

外国人住民の生活相談の充実

外国人住民が行政・生活情報を入手し、地域生活で生じる様々な問題について相談できるよう、外国人住民のための生活相談や国際交流ルームでの情報提供の充実を推進します。

市民団体などとの連携による多言語情報の提供

外国人住民への支援に取り組む市民団体や外国人住民の自主的な活動グループなどと連携のうえ、多様な言語による情報提供を推進します。

地域の外国人住民の地域相談員としての活用

外国人住民が地域生活で抱えている問題は、同じような文化的・社会的背景を有する外国人住民が一番理解できる立場にあるため、地域の外国人住民を地域相談員などとして活用します。

2 日本語及び日本社会に関する学習支援

行政情報や日本社会の習慣などに関する学習機会の情報提供

外国人登録時など、外国人が地域住民としての生活を開始してからできるだけ早い時期に、行政情報や日本社会の習慣などについて学習できる情報を提供します。

日本語および日本社会に関する学習機会の提供

公民館、ふれあいセンターでの日本語講座や、小中学校での外国人子女への日本語教室により、継続的に日本語及び日本社会を学習するための機会を提供します。

生活支援

1 居住支援

情報提供による居住支援

賃貸住宅の仲介を行う不動産業者に関する情報や、日本の住宅に関する習慣やシステムなどに関する情報を、外国人住民へ多様な言語で提供します。

住宅入居後のオリエンテーションの推進

家庭ゴミの取扱いなど、地域における生活ルールを巡って外国人住民と市民との間に起こるトラブルは、生活習慣の差異に起因するケースが多いことから、地域のルールなどを外国人住民に周知するオリエンテーションの仕組みづくりを、自治会・町内会や市民団体などと連携して推進します。

自治会・町内会を中心とする取組の推進

平常時、緊急時を問わず、自治会・町内会と市民団体が連携を図りつつ、地域ぐるみで外国人住民を支えていくことが重要であるため、自治会・町内会への外国人住民の加入を促すとともに、外国人住民と自治会・町内会が連絡を取れる仕組みづくりを推進します。

2 教育支援

小中学校の就学援助情報の提供

小中学校入学時の就学案内及び就学援助制度、その他日本の学校制度全般について、入学の前段階から外国人住民が有効に活用できるよう、多様な言語で周知します。

日本語の学習支援

日本語による学習の効果を高めるために、加配教員の配置など授業内での対応のほかに、市民団体等と連携した学習支援や母国語による学習サポートなどを行います。

地域ぐるみの取組

親子間の、さらには保護者と学校とのコミュニケーションギャップなどの課題に対応するため、学校のみならず市民団体、自治会・町内会、企業など、地域ぐるみの取組を促進します。

不就学の子どもへの対応

学校に通っていない、または学校からドロップアウトした不就学の子どもの実態を把握するなど、不就学の子どもへの対応に取り組みます。

進路指導及び就職支援

外国人生徒の進路指導や就職支援に取り組みます。

多文化共生の視点に立った国際理解教育の推進

児童生徒を対象として、多文化共生の視点に立った国際理解教育を推進します。

幼児教育制度の周知および多文化対応

幼稚園・保育園とも連携しながら、外国人住民に対して情報提供に努めるとともに、言語、習慣面での配慮を行い、外国人の子どもの幼児教育に取り組みます。

3 労働支援

商工会議所等との連携による就業環境の改善

商工会議所等と連携して、外国人の就業機会を確保するため、地域の企業と協議の場を設け、社会保険への加入の促進など、外国人労働者の就業環境の改善を促すとともに、地域の企業に対しては、地域社会の構成員として、社会的責任を有していることが理解されるよう啓発を行います。

外国人住民の起業支援

起業意欲のある外国人労働者が、地域経済の特徴や外国人の発想を活かした起業家として地域で活躍できるよう、情報提供など、外国人住民の起業を支援します。

4 医療・保健・福祉支援

外国語対応可能な病院・薬局に関する情報提供

地域に外国語対応が可能な病院や薬局がある場合には、広報誌などにおいて外国人住民への積極的な情報提供を行います。

医療問診票の多様な言語による表記

診療時の医療問診票などを多言語表記とし、外国人住民が診療時に安心して医療を受診できるように努めます。

健康診断や健康相談の実施

地域の健康診断や健康相談の実施に際して、外国人住民も受診できるよう多様な言語による広報を行い、また受診にあたっては通訳者などを配置します。

母子保健における対応

パパママ教室などの母子保健や母子手帳の交付について、多様な言語による情報提供に努めます。

高齢者・障がい者への対応

介護保険制度の紹介や福祉制度について、多様な言語による周知に努めます。

5 防災支援

災害等への対応

平常時から外国人住民に対する防災教育・訓練や防災情報の提供を行うとともに、緊急時の対応として、避難所に通訳者を派遣するなど外国人住民の支援を行います。また、庁内の各部署との連携をはじめ、地域の自主防災組織等との連携を図ります。

緊急時の外国人住民の所在把握

災害弱者の所在情報の把握は、防災対策を行ううえで不可欠であり、外国人の所在情報について自治会・町内会等と連携して的確に把握するよう努めます。

多文化共生の地域づくり

1 地域社会に対する多文化共生の啓発

意識啓発

市民が外国人住民と共生していくために、市民や外国人住民、企業、市民団体等を対象に、多文化共生の地域づくりの意識啓発を推進します。

多文化共生の拠点づくり

地域や市民団体と連携しながら、国際交流ルームを中心とした公共施設などを多文化共生の拠点として利用促進を図ります。

多文化共生をテーマにした交流イベントの開催

外国人住民の母国語の文化や日本の文化などを紹介する交流イベントを開催し、外国人住民と市民とが交流する機会を設けます。

2 外国人住民の自立と社会参加

キーパーソン・ネットワーク・自主活動グループ等の支援

外国人住民が、地域住民として主体的に地域で活動できるよう、地域の外国人コミュニティのキーパーソンとなるような人物や外国人住民のネットワーク、そして外国人住民の自主活動グループ等への支援を行います。

外国人住民の意見を広く聴く仕組みの構築

市民対話などへの外国人住民の参加を促進し、市の施策に外国人の意見を広く反映できる仕組みを構築します。

外国人住民の地域社会への参加

外国人住民の地域社会（自治会・町内会、商店街、PTA等）への参加を促進し、地域社会に貢献できる人づくりを推進します。

==== 第4章 多文化共生の推進体制の確立 ====

多文化共生について中心となる担当を設置し、庁内の横断的な連絡調整を行うとともに、各部局の連携を図ります。

また、多文化共生の担い手となるべき行政以外の主体の役割分担と連携については次のとおりです。

各主体の役割分担と連携

1 市民

地域の国際化・多文化共生の推進に主要な役割を果たすのは市民です。市民自らが異なる文化や生活習慣などを理解し、地域社会の国際化・多文化共生を促進します。

2 市民団体

市民が地域の国際化・多文化共生の推進に主要な役割を担うのは勿論ですが、個人レベルでの活動にも限界があります。

市民団体は、その構成員の人脈や情報経路を活用して、また、自治会・町内会は外国人住民と地域住民との間の調整役として、外国人住民と地域住民双方が抱える問題の解決や、お互いのコミュニケーション不足を解消します。

3 企業

本市においても、今後ますます外国人労働者数が増加していくと予想されるなかで、企業と行政が双方の情報を共有し、外国人労働者の生活環境の整備を推進していきます。

4 大学など

地元の中部大学では、国際関係学部や国際交流センター等で国際交流や語学教育に関係した教育を行っています。大学で研究され蓄積された専門的な知識や知恵を、地域の国際化・多文化共生の推進に活用することが期待されます。

また、市内に居住する留学生が、その日本語能力や日本社会への理解力を活かして積極的に市民と触れ合い、多文化共生の地域づくりの推進役として活躍できるような体制づくりを推進します。

更に、国際交流や多文化共生の活発な活動を行っている市民団体等に対しては、その知識や経験を活かした事業の展開を要請していきます。

ネットワークの充実

市内で国際交流活動を行っている市民団体間のネットワークの活性化を支援し、市とネットワークが協働して本市の更なる国際化・多文化共生を推進します。

このネットワークの活用により、各市民団体間の連携の促進と各団体の活動の活性化やレベルアップが期待され、それぞれが持つ情報や人的資源の共有化による活動の拡大も期待されます。

春日井市多文化共生プラン

編集・発行 平成20年3月

春日井市企画調整部文化課

〒486-8686

春日井市鳥居松町5丁目44番地

電話 0568 - 81 - 5111 (代表)

<http://www.city.kasugai.lg.jp/>